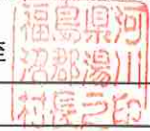


湯川村工事等公告 第1号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び湯川村財務規則(昭和58年規則第1号)第112条の規定に基づき、次のとおり制限付一般競争入札について公告する。

令和 8 年 7 月 9 日

湯川村村長 佐野 盛至



1	工事番号	第0801号
2	工事名称	令和8年度村営松川住宅屋根・外壁等改修工事
3	工事場所	河沼郡湯川村大字湊字菅207番地1
4	指定工種	建築一式工事
5	工事の概要	村営松川住宅屋根・外壁等改修工事 木造地上2階建て・1棟2戸(C棟) 5棟10戸(A、B、C、D、E棟) 建築面積:96.65㎡/棟 延床面積:149.86㎡/棟 □屋外排水設備配管・インバート樹新設の上、 □屋根改修(塗装改修) 既存配管・溜樹撤去 □外壁等改修(防水改修、外壁改修、建具改修、塗装改修)
6	予定工期	契約締結の日から令和8年12月18日(金)まで
7	予定価格	事後公表
8	低入札価格調査制度	導入していない。
9	最低制限価格制度	設定する。価格の公表はしない。
10	入札参加資格条件	入札に参加できるのは、入札時において次の①から⑭に掲げる要件をすべて満たしている者とする。ただし、入札参加有資格者が入札時までに入札参加資格要件を満たさなくなったときは、入札に参加できない。
	①	令和7・8年度湯川村工事等請負有資格業者名簿に登録されていること。
	②	登録内容 本村に建築一式工事の工種登録がある者。
	③	所在地区分 村内業者、管内業者であること。
	④	建設業の許可 建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第1項による許可を受けていること。
	⑤	建設業許可区分 一般建設業又は特定建設業の許可を有していること。
	⑥	技術者の配置 この工事に対応する資格を有する技術者を主任技術者として施工現場に配置できること。
	⑦	現場代理人の常駐義務 この工事については、落札者の申請に基づき発注者が認める場合、先行工事の代理人をこの工事の現場代理人とすることができる。(内容については福島県に準ずる。)
	⑧	資格総合点数 建築一式工事の資格総合点数が600点以上(村内業者)、700点以上(管内業者)であること。 ※資格総合点数とは、建設業法に規定する経営事項審査の該当業種の総合点数を加点した点数をいう。
	⑨	湯川村工事指名競争入札参加者指名停止基準に基づく指名停止期間中でないこと。
	⑩	村発注の工事の契約締結日に村税の未納が確認された者については、当該契約締結日の翌日から起算して1月以上経過していること。
	⑪	工種別手持工事件数 村発注の建築一式工事の手持工事件数が3件以内であること。(予定価格200万円以下の工事を除く。)
	⑫	総手持工事件数 村発注の工事の総手持工事件数が5件以内であること。(予定価格200万円以下の工事を除く。)
	⑬	工事施工実績 過去10年以内に国又は地方公共団体が発注した同種工事の施工実績があること。
⑭	地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しないこと。	
11	入札参加の申込み	
	①	提出書類 <ul style="list-style-type: none"> <li>・制限付一般競争入札参加申込書(村指定様式 村HPよりダウンロード可)同内容であれば自社作成可。</li> <li>・一般建設業又は特定建設業の許可書の写し。</li> <li>・配置予定技術者の資格証の写し添付。</li> <li>・市町村税納税証明書(法人市町村税、固定資産、軽自動車税等)。</li> <li>・同種工事の契約書の写し。</li> </ul>
	②	提出方法 必ず発注担当課に持参提出すること。
	③	提出期限 令和8年7月9日(木) から令和8年7月24日(金)まで (土・日・祝日を除く毎日、午前8時30分～午後5時15分)
	④	提出先 湯川村役場産業建設課建設係 電話番号 0241-27-8850 FAX番号 0241-27-3761

12	設計図書等の閲覧	
	① 閲覧場所	湯川村役場 産業建設課 建設係
	② 閲覧期間	令和8年7月9日(木) から 令和8年7月24日(金)まで (土・日・祝日を除く毎日、午前8時30分～午後5時15分)
13	設計図書等に対する質問	
	① 質問方法	本工事に関する質問は、原則として指定の質問書により提出すること。(村指定様式は村ホームページよりダウンロード可)同内容であれば自社作成可。FAXによる提出も可とするが、送信後は必ず電話連絡すること。
	② 質問書送付先	湯川村役場 産業建設課 建設係 電話 番号 0241-27-8850 F A X 番号 0241-27-3761 メールアドレス <a href="mailto:kensetsu@vill.yugawa.fukushima.jp">kensetsu@vill.yugawa.fukushima.jp</a>
	③ 質問期限	令和 8 年 7 月 22 日 (水) 午後5時15分までとする。
④ 質問に対する回答方法	質問書の回答は、後日すみやかに質問者にFAXで回答する。	
14	入札参加資格の決定	令和 7 年 8 月 28 日 (火) 午後5時15分までとする。 入札参加資格のない者へ電話連絡する。
15	入札方法	
	① 入札方法	直接入札
	② 提出書類	入札書
③ その他	代理人入札の場合は、委任状を持参すること。	
16	入札日時等	
	① 入札日時	令和 8 年 7 月 29 日 (水) 午前10時00分
② 入札場所	湯川村役場 1階「会議室1・2」	
17	入札回数	3回までとする。
18	入札の無効	① 村の入札参加資格に必要な資格のない者のした入札 ② 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第2項各号に該当すると認められた者のした入札 ③ その他、入札の条件又は村において特に指定した事項に違反した入札
19	入札保証金	入札に参加しようとする者は、この公告に示す入札日の午前9時から午前9時30分までの間に、湯川村財務規則第114条の規定により、見積りに係る入札金額の100分の5以上の額の入札保証金、又は入札保証金に係る担保として有価証券を納付又は提供しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は免除する。 ①村を被保険者とする入札保証保険契約を締結しているとき。 ②過去2年間に国又は地方公共団体と同様の契約を数回以上にわたり締結し、これらを全て誠実に履行し、かつ、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるものであるとき。(契約書の写し添付) *免除の場合は、入札参加申込み時に入札保証金免除申請書を提出してください。
20	契約事項	契約については、湯川村財務規則(昭和58年規則第1号)及び湯川村工事請負契約約款に基づき契約締結する。
21	契約保証金	契約を締結しようとする者は、湯川村財務規則第97条の規定により、請負代金又は契約代金の額の100分の10以上の額の契約保証金を納付、又は契約保証金に代わる担保として有価証券又は債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行、村長が確実に認める金融機関又は保証事業会社(公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。)の保証に係る証書を提供しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合はこれを免除する。 ① この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証保険契約を締結している場合。 ② この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約を締結している場合。
22	その他	① 当該入札において、事故が起きたときや不正な行為があると認められたときは、入札を中止し又は延期する場合がある。 ② 諸事情(新型コロナウイルス感染症対策等)により当該公告の内容に変更が生じた場合は、変更の公告をする。 ③ 当該入札においては、湯川村入札説明書を熟知のうえ、入札に参加すること。 ④ 不明な点については、湯川村産業建設課建設係に問い合わせください。 電話番号 0241-27-8850 FAX番号 0241-27-3761